

令和 7 年 1 月 25 日 招集

第 5 回天草市議会（定例会）追加議案書

天 草 市

令和7年第5回天草市議会(定例会)追加議案書

議案番号	件 名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第139号	天草市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	令和7年 11月28日		
議第140号	天草市職員の給与に関する条例及び天草市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	"		
議第141号	天草市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例の制定について	"		
議第142号	令和7年度天草市一般会計補正予算(第8号)	"		
議第143号	令和7年度天草市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	"		
議第144号	令和7年度天草市介護保険特別会計補正予算(第2号)	"		
議第145号	令和7年度天草市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	"		
議第146号	令和7年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算(第2号)	"		
議第147号	令和7年度天草市国民健康保険診療施設特別会計補正予算(第2号)	"		
議第148号	令和7年度天草市病院事業会計補正予算(第2号)	"		
議第149号	令和7年度天草市水道事業会計補正予算(第4号)	"		
議第150号	令和7年度天草市下水道事業会計補正予算(第6号)	"		

議第139号

天草市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

天草市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年11月28日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市長等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(天草市長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 天草市長等の給与及び旅費に関する条例（平成18年天草市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の172.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の177.5」を加える。

第2条 天草市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」を「100分の175」に改める。

(天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第3条 天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成18年天草市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の172.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の177.5」を加える。

第4条 天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」を「100分の175」に改める。

(天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第5条 天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成21年天草市条例第87号）

の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の172.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の177.5」を加える。

第6条 天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「、6月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の天草市長等の給与及び旅費に関する条例（次項において「第1条改正後市長等給与条例」という。）第5条第2項の規定、第3条の規定による改正後の天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例（次項において「第3条改正後議員報酬条例」という。）第5条第2項の規定及び第5条の規定による改正後の天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（次項において「第5条改正後管理者給与条例」という。）第5条第2項の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 第1条改正後市長等給与条例、第3条改正後議員報酬条例及び第5条改正後管理者給与条例の規定を適用する場合においては、次の各号に掲げる条例の規定に基づいて支給された給与は、当該各号に定める条例の規定による給与の内払とみなす。

- (1) 第1条の規定による改正前の天草市長等の給与及び旅費に関する条例 第1条改正後市長等給与条例
- (2) 第3条の規定による改正前の天草市議会議員に対する議員報酬及び費用弁償等に関する条例 第3条改正後議員報酬条例
- (3) 第5条の規定による改正前の天草市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例 第5条改正後管理者給与条例

(提案理由)

期末手当の支給月数を改めるには、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条第4

項及び第204条第3項の規定により、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第140号

天草市職員の給与に関する条例及び天草市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市職員の給与に関する条例及び天草市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和7年11月28日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市職員の給与に関する条例及び天草市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(天草市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 天草市職員の給与に関する条例（平成18年天草市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第5条第4項及び第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員」を「医療職給料表（二）の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの」に改める。

第10条第1項中「41万6,600円」を「41万7,600円」に改める。

第15条第2項第2号の表中「7,100円」を「7,300円」に、「10,000円」を「10,400円」に、「12,900円」を「13,500円」に、「15,800円」を「16,600円」に、「18,700円」を「19,700円」に、「21,600円」を「22,800円」に、「24,400円」を「25,900円」に、「26,200円」を「29,100円」に、「28,000円」を「32,300円」に、「29,800円」を「35,500円」に、「31,600円」を「38,700円」に改める。

第22条第1項中「4,400円」を「4,700円」に、「2万1,000円」を「2万2,500円」に、「7,400円」を「7,700円」に、「6,600円」を「7,050円」に、「3万1,500円」を「3万3,750円」に、「1万1,100円」を

「1万1, 550円」に改め、同条第2項中「2万2, 000円」を「2万3, 500円」に改める。

第24条第2項中「期末手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の105」の次に「、12月に支給する場合には100分の127.5（特定幹部職員にあっては、100分の107.5）」を加え、同条第3項中「100分の60」の次に「と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の62.5」」を加える。

第27条第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の125」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5（特定幹部職員にあっては、100分の127.5）」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の60」の次に「、12月に支給する場合には100分の52.5（特定幹部職員にあっては、100分の62.5）」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員 の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年		円	円	円	円	円	円	円
前再	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
任用	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
短時	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
間勤	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
務職	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
員以	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
外の	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
職員	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600

11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200

40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300	461, 500
41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700	461, 800
42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900	462, 100
43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200	462, 400
44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500	462, 700
45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800	463, 000
46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100	
47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400	
48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700	
49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900	
50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200	
51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400	
52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700	
53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900	
54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200	
55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500	
56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800	
57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000	
58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300	
59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600	
60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800	
61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000	
62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300	
63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600	
64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800	
65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000	
66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300	
67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600	
68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800	

69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000
70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300
71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600
72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800
73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000
74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300	
75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600	
76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800	
77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000	
78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300	
79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600	
80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800	
81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000	
82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300	
83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600	
84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800	
85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000	
86	266, 200	305, 800	355, 700			
87	266, 500	306, 100	356, 100			
88	266, 800	306, 400	356, 500			
89	267, 100	306, 700	356, 700			
90	267, 400	307, 000	357, 100			
91	267, 700	307, 300	357, 500			
92	268, 000	307, 600	357, 900			
93	268, 300	307, 800	358, 100			
94		308, 000	358, 400			
95		308, 300	358, 800			
96		308, 700	359, 100			
97		308, 900	359, 400			

98		309, 200	359, 800				
99		309, 500	360, 200				
100		309, 900	360, 600				
101		310, 100	361, 100				
102		310, 400	361, 500				
103		310, 700	361, 900				
104		311, 000	362, 300				
105		311, 200	362, 800				
106		311, 500	363, 200				
107		311, 800	363, 500				
108		312, 100	363, 800				
109		312, 300	364, 200				
110		312, 600					
111		313, 000					
112		313, 300					
113		313, 500					
114		313, 700					
115		314, 000					
116		314, 400					
117		314, 600					
118		314, 800					
119		315, 100					
120		315, 400					
121		315, 700					
122		315, 900					
123		316, 200					
124		316, 500					
125		316, 800					

前再	月額						
任用	円	円	円	円	円	円	円
短時	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800
間勤							
務職							
員							

(備考) この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

医療職給料表（一）

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任		円	円	円	円
用短時間勤	1	305,600	415,600	470,300	566,200
務職員以外	2	307,900	418,300	472,300	572,300
の職員	3	310,200	420,900	474,200	577,400
	4	312,400	423,300	476,100	582,100
	5	314,500	425,600	477,500	586,400
	6	318,000	427,800	479,200	590,700
	7	321,500	429,800	481,000	594,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000
	9	328,300	434,000	484,600	599,500
	10	331,800	435,500	486,300	601,800
	11	335,200	437,000	488,100	
	12	338,600	438,500	489,900	
	13	342,000	439,900	491,700	
	14	345,500	441,300	493,400	
	15	348,900	442,800	495,200	
	16	352,300	444,200	497,000	

17	355, 700	445, 500	498, 800
18	358, 800	447, 000	500, 700
19	362, 000	448, 400	502, 600
20	365, 200	449, 800	504, 500
21	368, 500	451, 100	506, 400
22	371, 600	452, 600	508, 100
23	374, 700	454, 000	509, 900
24	377, 700	455, 400	511, 700
25	380, 800	456, 800	513, 300
26	383, 100	458, 200	515, 100
27	385, 400	459, 500	516, 900
28	387, 600	460, 900	518, 400
29	389, 500	462, 300	519, 800
30	391, 200	463, 600	521, 500
31	392, 900	465, 000	523, 300
32	394, 700	466, 400	525, 000
33	396, 400	467, 700	526, 500
34	398, 200	469, 100	527, 800
35	399, 800	470, 400	529, 100
36	401, 100	471, 800	530, 400
37	402, 500	473, 200	531, 400
38	403, 900	474, 900	532, 700
39	405, 300	476, 500	534, 000
40	406, 700	478, 000	535, 300
41	408, 200	479, 600	536, 300
42	408, 900	480, 800	537, 100
43	409, 500	481, 900	537, 900
44	410, 100	483, 000	538, 700
45	410, 900	484, 000	539, 600

46	411, 500	484, 900	540, 400
47	412, 100	485, 800	541, 200
48	412, 600	486, 600	541, 900
49	413, 100	487, 300	542, 700
50	413, 500	488, 000	543, 500
51	414, 000	488, 700	544, 200
52	414, 400	489, 300	545, 100
53	414, 800	489, 900	546, 000
54	415, 100	490, 600	546, 800
55	415, 400	491, 200	547, 700
56	415, 800	491, 800	548, 600
57	416, 100	492, 100	549, 400
58	416, 500	492, 700	550, 200
59	416, 800	493, 300	551, 000
60	417, 200	494, 000	551, 700
61	417, 600	494, 400	552, 500
62	417, 900	495, 000	553, 400
63	418, 200	495, 700	554, 300
64	418, 500	496, 400	555, 200
65	418, 800	496, 800	556, 000
66		497, 400	556, 900
67		498, 000	557, 800
68		498, 500	558, 700
69		499, 000	559, 500
70		499, 500	560, 400
71		500, 000	561, 300
72		500, 500	562, 200
73		500, 900	563, 000
74		501, 400	

75		501,800			
76		502,200			
77		502,700			
78		503,300			
79		503,800			
80		504,200			
81		504,700			
82		505,300			
83		505,900			
84		506,400			
85		506,900			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 312,900	基準給料月額 円 356,500	基準給料月額 円 412,800	基準給料月額 円 488,500

(備考) この表は、診療所に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額						
定年前		円	円	円	円	円	円	円
再任用	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200
短時間	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100
勤務職員以外の職員	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400

9	216, 900	249, 000	280, 500	299, 100	337, 900	385, 100	440, 900
10	218, 800	250, 100	281, 300	299, 800	339, 500	387, 100	442, 200
11	220, 700	251, 200	282, 100	300, 600	341, 000	389, 100	443, 500
12	222, 800	252, 400	282, 900	301, 200	342, 500	391, 100	444, 800
13	224, 500	253, 600	283, 700	301, 800	343, 900	392, 500	446, 100
14	226, 500	254, 800	284, 500	302, 900	345, 500	394, 200	447, 300
15	228, 700	256, 000	285, 200	304, 000	347, 000	395, 900	448, 500
16	230, 800	257, 100	286, 000	305, 200	348, 500	397, 600	449, 600
17	232, 900	258, 100	286, 800	306, 300	350, 000	399, 300	450, 800
18	234, 000	259, 100	287, 600	307, 500	351, 600	400, 800	451, 900
19	235, 000	260, 200	288, 400	308, 600	353, 200	402, 300	453, 100
20	236, 100	261, 200	289, 100	309, 800	354, 700	403, 800	454, 300
21	237, 200	262, 300	289, 900	311, 000	356, 000	405, 100	455, 400
22	238, 000	263, 200	290, 800	312, 200	357, 500	406, 400	456, 200
23	238, 900	264, 000	291, 700	313, 400	359, 000	407, 700	456, 600
24	239, 700	264, 800	292, 400	314, 500	360, 500	408, 800	457, 300
25	240, 600	265, 600	293, 100	315, 700	361, 900	409, 900	457, 800
26	241, 500	266, 400	294, 000	316, 900	363, 400	411, 000	458, 200
27	242, 400	267, 200	294, 900	318, 000	364, 900	412, 100	458, 600
28	243, 300	268, 000	295, 600	319, 200	366, 300	413, 200	459, 000
29	244, 100	268, 700	296, 400	320, 400	367, 700	414, 000	459, 400
30	244, 900	269, 500	297, 400	321, 600	369, 300	414, 800	459, 800
31	245, 600	270, 300	298, 300	322, 800	370, 700	415, 500	460, 100
32	246, 400	271, 100	299, 300	324, 000	372, 200	416, 300	460, 400
33	247, 100	271, 900	300, 300	325, 100	373, 400	416, 700	460, 700
34	247, 700	272, 700	301, 400	326, 200	374, 500	417, 300	461, 000
35	248, 400	273, 300	302, 400	327, 400	375, 700	417, 800	461, 300
36	249, 100	274, 100	303, 300	328, 600	376, 800	418, 200	461, 600
37	249, 800	275, 000	304, 300	329, 800	377, 800	418, 600	461, 900

38	250, 400	275, 800	305, 300	331, 000	378, 600	418, 800	
39	251, 000	276, 600	306, 300	332, 300	379, 500	419, 100	
40	251, 600	277, 300	307, 300	333, 500	380, 600	419, 400	
41	252, 200	278, 000	308, 200	334, 400	381, 600	419, 700	
42	252, 800	278, 800	309, 400	335, 600	382, 600	420, 000	
43	253, 400	279, 600	310, 500	336, 800	383, 600	420, 300	
44	253, 900	280, 300	311, 600	338, 000	384, 500	420, 600	
45	254, 300	281, 000	312, 600	338, 900	385, 300	420, 800	
46	254, 900	281, 800	313, 700	339, 900	386, 100	421, 100	
47	255, 300	282, 600	314, 800	340, 900	387, 000	421, 400	
48	255, 700	283, 300	315, 800	341, 800	387, 800	421, 700	
49	256, 100	284, 000	316, 900	342, 700	388, 300	421, 900	
50	256, 600	284, 700	317, 900	343, 600	389, 100	422, 100	
51	257, 100	285, 300	319, 000	344, 600	389, 900	422, 400	
52	257, 600	286, 000	320, 100	345, 500	390, 700	422, 700	
53	257, 900	286, 700	321, 100	346, 000	391, 100	422, 900	
54	258, 200	287, 300	322, 100	346, 900	391, 800		
55	258, 500	288, 000	323, 100	347, 600	392, 500		
56	258, 800	288, 600	324, 100	348, 500	393, 100		
57	259, 100	289, 300	325, 000	349, 200	393, 500		
58	259, 400	290, 000	326, 000	349, 500	394, 000		
59	259, 700	290, 700	327, 000	349, 900	394, 600		
60	260, 000	291, 300	327, 900	350, 500	395, 200		
61	260, 300	291, 800	328, 800	351, 100	395, 600		
62	260, 600	292, 400	329, 500	351, 800	396, 100		
63	260, 900	293, 100	330, 200	352, 500	396, 600		
64	261, 200	293, 700	330, 800	353, 100	397, 100		
65	261, 500	294, 200	331, 400	353, 800	397, 700		
66	261, 800	294, 800	332, 100	354, 300	398, 200		

67	262, 100	295, 500	332, 700	354, 900	398, 800	
68	262, 400	296, 100	333, 300	355, 500	399, 400	
69	262, 700	296, 700	333, 900	355, 800	399, 900	
70	263, 000	297, 300	334, 100	356, 300	400, 400	
71	263, 300	297, 900	334, 500	356, 700	400, 800	
72	263, 500	298, 500	335, 000	357, 200	401, 200	
73	263, 700	299, 100	335, 600	357, 700	401, 500	
74	264, 000	299, 600	336, 100	358, 200	402, 000	
75	264, 300	300, 000	336, 600	358, 700	402, 400	
76	264, 500	300, 400	337, 000	359, 100	402, 800	
77	264, 700	300, 700	337, 600	359, 400	403, 200	
78	265, 000	301, 000	338, 100	359, 700		
79	265, 300	301, 200	338, 500	359, 900		
80	265, 500	301, 500	339, 000	360, 200		
81	265, 700	301, 800	339, 500	360, 700		
82	266, 000	302, 000	339, 800	361, 000		
83	266, 300	302, 300	340, 000	361, 300		
84	266, 500	302, 600	340, 300	361, 600		
85	266, 700	302, 800	340, 700	362, 000		
86		303, 000	341, 100	362, 300		
87		303, 200	341, 400	362, 600		
88		303, 400	341, 700	362, 900		
89		303, 800	342, 000	363, 300		
90		304, 000	342, 200	363, 600		
91		304, 200	342, 600	363, 800		
92		304, 400	342, 900	364, 100		
93		304, 800	343, 100	364, 400		
94		305, 000	343, 400	364, 800		
95		305, 200	343, 700	365, 200		

96		305,500	343,900	365,600				
97		305,800	344,100	366,100				
98		306,000	344,400	366,500				
99		306,200	344,700	366,900				
100		306,500	344,900	367,300				
101		306,800	345,100	367,800				
102		307,000	345,300					
103		307,200	345,700					
104		307,500	345,900					
105		307,800	346,100					
106			346,400					
107			346,800					
108			347,200					
109			347,400					
定年前 再任用		基準給料 月額						
短時間 勤務職 員		円 201,300	円 227,900	円 257,300	円 271,300	円 297,800	円 340,000	円 383,400

(備考) この表は、診療所に勤務する歯科衛生士及び歯科技工士に適用する。

医療職給料表（三）

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時	1	円 221,700	円 254,700	円 293,900	円 307,300	円 330,800
間勤務職員以外の職員	2	円 223,600	円 256,800	円 294,400	円 307,800	円 331,800
	3	円 225,400	円 259,000	円 294,900	円 308,300	円 332,800
	4	円 227,100	円 261,200	円 295,400	円 308,800	円 333,700
	5	円 228,800	円 263,400	円 295,800	円 309,300	円 334,700

6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900
7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100
8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300
9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200
10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400
11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500
12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600
13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600
14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700
15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800
16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900
17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000
18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100
19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200
20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300
21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400
22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600
23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700
24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800
25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800
26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100
27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400
28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700
29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900
30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400
31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900
32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400
33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600
34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100

35	271, 300	289, 000	312, 100	332, 300	370, 500
36	271, 800	289, 400	312, 800	333, 400	371, 900
37	272, 400	289, 800	313, 500	334, 500	373, 300
38	273, 100	290, 400	314, 300	335, 600	374, 300
39	273, 800	290, 900	315, 100	336, 700	375, 700
40	274, 500	291, 300	315, 900	337, 800	377, 000
41	275, 200	291, 700	316, 500	338, 600	378, 300
42	275, 800	292, 200	317, 400	339, 700	379, 700
43	276, 500	292, 600	318, 400	340, 800	381, 000
44	277, 100	293, 100	319, 300	341, 800	382, 300
45	277, 900	293, 600	320, 100	342, 700	383, 800
46	278, 600	294, 000	321, 100	343, 600	385, 000
47	279, 300	294, 500	322, 100	344, 600	386, 100
48	279, 900	294, 900	323, 000	345, 600	387, 300
49	280, 400	295, 400	323, 900	346, 800	388, 400
50	280, 900	295, 800	324, 800	348, 100	389, 300
51	281, 300	296, 300	325, 800	349, 300	390, 300
52	281, 700	296, 800	326, 800	350, 500	391, 200
53	282, 000	297, 200	327, 600	351, 400	391, 800
54	282, 500	297, 600	328, 500	352, 600	392, 600
55	282, 900	298, 100	329, 500	353, 700	393, 400
56	283, 300	298, 500	330, 400	355, 000	394, 200
57	283, 700	299, 000	331, 300	356, 000	394, 900
58	284, 100	299, 700	332, 200	356, 900	395, 600
59	284, 400	300, 400	333, 200	358, 000	396, 300
60	284, 700	301, 100	334, 100	359, 200	396, 900
61	285, 100	301, 800	335, 000	360, 300	397, 500
62	285, 500	302, 700	336, 100	361, 500	398, 100
63	285, 900	303, 600	337, 300	362, 700	398, 800

64	286, 200	304, 300	338, 500	363, 700	399, 400
65	286, 500	305, 000	339, 200	364, 700	400, 100
66	286, 900	305, 900	340, 300	365, 700	400, 600
67	287, 300	306, 700	341, 400	366, 800	401, 200
68	287, 600	307, 500	342, 300	367, 900	401, 700
69	288, 000	308, 200	343, 400	368, 700	402, 100
70	288, 500	309, 100	344, 100	369, 800	402, 700
71	288, 900	310, 000	345, 200	370, 900	403, 100
72	289, 200	310, 800	346, 300	371, 900	403, 400
73	289, 600	311, 700	347, 400	372, 600	403, 700
74	290, 100	312, 500	348, 600	373, 400	404, 200
75	290, 600	313, 400	349, 700	374, 200	404, 600
76	291, 100	314, 300	350, 800	374, 900	404, 900
77	291, 600	315, 100	351, 900	375, 500	405, 200
78	292, 100	316, 000	353, 000	376, 000	405, 700
79	292, 700	317, 000	354, 000	376, 500	406, 200
80	293, 100	317, 900	355, 100	377, 000	406, 600
81	293, 600	318, 400	356, 000	377, 600	406, 900
82	294, 000	319, 200	357, 000	378, 100	407, 300
83	294, 500	320, 100	357, 900	378, 600	407, 800
84	295, 000	320, 900	358, 900	379, 100	408, 200
85	295, 400	321, 700	359, 800	379, 500	408, 600
86	295, 800	322, 600	360, 600	379, 900	
87	296, 300	323, 600	361, 400	380, 500	
88	296, 800	324, 600	362, 200	381, 000	
89	297, 200	325, 500	362, 800	381, 300	
90	297, 700	326, 500	363, 400	381, 800	
91	298, 200	327, 500	364, 000	382, 100	
92	298, 700	328, 500	364, 600	382, 400	

93	299, 200	329, 300	365, 000	383, 000
94	299, 600	330, 000	365, 400	383, 500
95	300, 100	330, 700	365, 900	384, 000
96	300, 700	331, 300	366, 300	384, 500
97	301, 300	331, 800	366, 800	385, 100
98	301, 800	332, 100	367, 200	385, 600
99	302, 300	332, 600	367, 700	386, 100
100	302, 800	333, 200	368, 100	386, 500
101	303, 200	333, 600	368, 400	387, 100
102	303, 700	334, 100	368, 900	387, 600
103	304, 100	334, 700	369, 200	388, 100
104	304, 500	335, 200	369, 500	388, 600
105	304, 900	335, 600	369, 900	389, 200
106	305, 300	336, 100	370, 400	389, 600
107	305, 700	336, 600	370, 900	390, 100
108	306, 000	337, 100	371, 400	390, 600
109	306, 200	337, 500	371, 900	391, 200
110	306, 500	337, 800	372, 400	
111	306, 700	338, 100	372, 900	
112	307, 000	338, 400	373, 300	
113	307, 300	338, 700	373, 700	
114	307, 500	339, 100	374, 100	
115	307, 800	339, 400	374, 600	
116	308, 000	339, 700	375, 100	
117	308, 300	339, 900	375, 500	
118	308, 500	340, 200	376, 000	
119	308, 800	340, 500	376, 500	
120	309, 100	340, 700	377, 000	
121	309, 400	340, 900	377, 300	

122	309, 700	341, 200		
123	310, 000	341, 500		
124	310, 300	341, 800		
125	310, 500	342, 000		
126	310, 700	342, 300		
127	311, 000	342, 600		
128	311, 400	342, 800		
129	311, 600	343, 000		
130	311, 900	343, 200		
131	312, 200	343, 500		
132	312, 600	343, 700		
133	312, 800	344, 000		
134	313, 100	344, 400		
135	313, 400	344, 800		
136	313, 700	345, 200		
137	313, 900	345, 500		
138	314, 200	345, 900		
139	314, 500	346, 300		
140	314, 800	346, 700		
141	315, 000	347, 000		
142	315, 300	347, 400		
143	315, 700	347, 700		
144	316, 000	348, 100		
145	316, 200	348, 400		
146	316, 400	348, 800		
147	316, 700	349, 200		
148	317, 000	349, 600		
149	317, 200	349, 900		
150	317, 400	350, 300		

151	317,700	350,700				
152	318,000	351,100				
153	318,400	351,400				
154	318,600					
155	318,800					
156	319,100					
157	319,400					
158	319,700					
159	320,000					
160	320,300					
161	320,700					
162	321,000					
163	321,300					
164	321,600					
165	322,000					
166	322,300					
167	322,600					
168	322,900					
169	323,300					
定年前再 任用短時 間勤務職 員	基準給料月額 円 248,800	基準給料月額 円 269,700	基準給料月額 円 277,300	基準給料月額 円 288,100	基準給料月額 円 305,100	

(備考) この表は、診療所に勤務する看護師及び准看護師に適用する。

第2条 天草市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「、6月に支給する場合には100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の105）、12月に支給する場合には100分の127.5（特定幹部職員にあっては、100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の126.25」に、「100分の70」を「

「100分の71. 25」に、「100分の105」を「100分の106. 25」に、「100分の60」と、「100分の127. 5」とあるのは「100分の72. 5」と、「100分の107. 5」とあるのは「100分の62. 5」を「100分の61. 25」に改める。

第27条第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の105」を「100分の106. 25」に、「100分の125）、12月に支給する場合には100分の107. 5（特定幹部職員にあっては、100分の127. 5」を「100分の126. 25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の50」を「100分の51. 25」に、「100分の60）、12月に支給する場合には100分の52. 5（特定幹部職員にあっては、100分の62. 5」を「100分の61. 25」に改める。

（天草市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 天草市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和5年天草市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の95」」の次に「と、「100分の127. 5」とあるのは「100分の97. 5」」を、「100分の87. 5」」の次に「と、「100分の107. 5」とあるのは「100分の90」」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額（円）
1	405, 000
2	455, 000
3	508, 000
4	574, 000
5	655, 000
6	765, 000
7	893, 000

第4条 天草市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の125」を「100分の126. 25」に、「100分の95」と、「100分の127. 5」とあるのは「100分の97. 5」を「100分の96.

25」に、「100分の105」を「100分の106.25」に、「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」を「100分の88.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の天草市職員の給与に関する条例（次項において「改正後給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の天草市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(提案理由)

国の人事院勧告等を踏まえ、職員の給与改定等を行うため、条例を改正する必要がある。これが、この条例を提出する理由である。

議第141号

天草市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例の制定について

天草市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例を次のように制定するものとする。

令和7年11月28日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）

第54条の3において準用する法第46条第3項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号。以下「府令」という。）において使用する用語の例による。

(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第3条 次条に定めるもののほか、法第54条の3において準用する法第46条第3項の規定により条例で定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、府令に定める基準（府令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

(暴力団員等の排除)

第4条 特定乳児等通園支援事業者及び特定乳児等通園支援事業所の管理者は、天草市暴力団排除条例（平成24年天草市条例第4号）第2条第1号及び第2号に掲げる者であってはならない。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

2 市長は、この条例の施行の日前においても、乳児等通園支援事業者の確認その他この条例を施行するために必要な準備行為を行うことができる。

(提案理由)

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正に伴い、条例を制定する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

令和7年度天草市一般会計補正予算（第8号）

令和7年度天草市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 210,762 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 66,913,897 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月28日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 繰入金		3,327,490	210,762	3,538,252
	2 基金繰入金	3,274,430	210,762	3,485,192
補 正 さ れ な か つ た 款 項 に 係 る 額		63,375,645		63,375,645
歳 入 合 計		66,703,135	210,762	66,913,897

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		270,214	4,592	274,806
	1 議会費	270,214	4,592	274,806
2 総務費		12,232,317	123,236	12,355,553
	1 総務管理費	11,417,451	101,587	11,519,038
	2 徴稅費	331,822	14,414	346,236
	3 地籍調査費	40,802	35	40,837
	4 戸籍住民基本台帳費	182,118	1,337	183,455
	5 選挙費	168,688	28	168,716
	6 統計調査費	64,985	5,559	70,544
3 民生費	7 監査委員費	26,451	276	26,727
		19,708,380	41,963	19,750,343
	1 社会福祉費	6,187,856	7,373	6,195,229
	2 高齢者福祉費	4,685,094	8,964	4,694,058
	3 児童福祉費	7,222,041	21,583	7,243,624
4 衛生費	4 生活保護費	1,415,378	4,043	1,419,421
		6,522,906	56,208	6,579,114
	1 保健衛生費	1,040,334	△ 6,818	1,033,516
	2 環境費	3,613,944	46,127	3,660,071
	5 病院費	1,232,293	3,944	1,236,237
	6 看護専門学校費	140,371	12,955	153,326

款	項	補正前の額	補正額	計
5 農林水産業費		2,677,068	8,874	2,685,942
	1 農業費	1,563,327	11,135	1,574,462
	2 林業費	337,872	△ 3,908	333,964
	3 水産業費	775,869	1,647	777,516
6 商工費		2,823,556	△ 992	2,822,564
	1 商工費	2,823,556	△ 992	2,822,564
7 土木費		4,661,661	△ 8,774	4,652,887
	1 土木管理費	339,060	△ 898	338,162
	2 道路橋梁費	3,249,819	3,182	3,253,001
	3 河川費	224,096	5,180	229,276
	4 港湾費	159,939	40	159,979
	5 都市計画費	343,257	△ 16,177	327,080
	7 住宅費	345,490	△ 101	345,389
8 消防費		2,261,713	9,193	2,270,906
	1 消防費	2,261,713	9,193	2,270,906
9 教育費		6,945,925	△ 23,538	6,922,387
	1 教育総務費	1,612,321	10,191	1,622,512
	2 小学校費	746,036	8,092	754,128
	3 中学校費	308,644	△ 5,020	303,624
	4 幼稚園費	86,668	△ 24,087	62,581
	6 学校給食費	1,264,108	△ 18,350	1,245,758
	7 社会教育費	2,928,148	5,636	2,933,784
補正されなかつた款項に係る額		8,599,395		8,599,395
歳出合計		66,703,135	210,762	66,913,897

令和7年度天草市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和7年度天草市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,094 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,102,231 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月28日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		1,162,918	1,094	1,164,012
	1 一般会計繰入金	939,590	1,094	940,684
補 正 さ れ な か つ た 款 項 に 係 る 額		9,938,219		9,938,219
歳 入 合 計		11,101,137	1,094	11,102,231

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		155,459	921	156,380
	1 総務管理費	134,589	751	135,340
	2 徴稅費	7,822	△ 69	7,753
	4 国民健康保険特別対策事業費	12,522	239	12,761
6 保健事業費		145,754	173	145,927
	2 特定健康診査等事業費	112,442	404	112,846
	3 総合保健施設事業費	24,462	△ 231	24,231
補正されなかつた款項に係る額		10,799,924		10,799,924
歳出合計		11,101,137	1,094	11,102,231

令和7年度天草市介護保険特別会計補正予算（第2号）

令和7年度天草市の介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 606 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11,623,604 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月28日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		2,948,288	43	2,948,331
	2 国庫補助金	1,049,302	43	1,049,345
4 支払基金交付金		2,904,999	41	2,905,040
	1 支払基金交付金	2,904,999	41	2,905,040
5 県支出金		1,604,773	19	1,604,792
	2 県補助金	46,410	19	46,429
7 繰入金		1,938,709	△ 709	1,938,000
	1 一般会計繰入金	1,708,709	△ 709	1,708,000
補 正 さ れ な か つ た 款 項 に 係 る 額		2,227,441		2,227,441
歳 入 合 計		11,624,210	△ 606	11,623,604

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		287,274	△ 728	286,546
	1 総務管理費	141,284	△ 2,342	138,942
	3 介護認定審査会費	131,171	1,614	132,785
5 地域支援事業費		349,178	153	349,331
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	308,213	153	308,366
9 予備費		8,434	△ 31	8,403
	1 予備費	8,434	△ 31	8,403
補正されたなかつた款項に係る額		10,979,324		10,979,324
歳出合計		11,624,210	△ 606	11,623,604

令和7年度天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和7年度天草市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ182千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,647,495千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月28日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 繰入金		516,555	3,595	520,150
	1 一般会計繰入金	516,555	3,595	520,150
7 諸収入		20,178	△ 3,777	16,401
	4 雜入	18,654	△ 3,777	14,877
補 正 さ れ な か つ た 款 項 に 係 る 額		1,110,944		1,110,944
歳 入 合 計		1,647,677	△ 182	1,647,495

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		49,474	△ 182	49,292
	1 総務管理費	45,838	△ 182	45,656
補正されたなかった款項に係る額		1,598,203		1,598,203
歳出合計		1,647,677	△ 182	1,647,495

令和7年度天草市浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第2号）

令和7年度天草市の浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,141 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 166,263 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月28日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		104,218	3,141	107,359
	1 一般会計繰入金	104,218	3,141	107,359
補 正 さ れ な か つ た 款 項 に 係 る 額		58,904		58,904
歳 入 合 計		163,122	3,141	166,263

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 浄化槽市町村整備推進事業費		146,310	3,141	149,451
	1 浄化槽市町村整備推進事業費	146,310	3,141	149,451
補 正 さ れ な か つ た 款 項 に 係 る 額		16,812		16,812
歳 出 合 計		163,122	3,141	166,263

令和7年度天草市国民健康保険診療施設特別会計補正予算（第2号）

令和7年度天草市の国民健康保険診療施設特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,944 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 322,332 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年11月28日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		177, 888	3, 944	181, 832
	1 一般会計繰入金	177, 652	3, 944	181, 596
補 正 さ れ な か つ た 款 項 に 係 る 額		140, 500		140, 500
歳 入 合 計		318, 388	3, 944	322, 332

歳 出

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務管理費		222, 415	3, 944	226, 359
	1 総務管理費	222, 415	3, 944	226, 359
補 正 さ れ な か つ た 款 項 に 係 る 額		95, 973		95, 973
歳 出 合 計		318, 388	3, 944	322, 332

議第148号

令和7年度天草市病院事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度天草市の病院事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度天草市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）	支 出	
				支 出	
第1款 病院事業費用	4,424,447 千円	84,146 千円	4,508,593 千円		
第1項 医業費用	4,373,917 千円	84,146 千円	4,458,063 千円		

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
（1）職員給与費	2,885,054 千円	84,146 千円	2,969,200 千円

令和7年11月28日提出

天草市長 馬場 昭治

令和7年度天草市水道事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和7年度天草市の水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度天草市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 事業費	2,300,919千円	△3,986千円	2,296,933千円
第1項 営業費用	2,211,420千円	△3,986千円	2,207,434千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,120,929千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額90,709千円及び過年度分損益勘定留保資金1,030,220千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,112,723千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額90,705千円及び過年度分損益勘定留保資金1,022,018千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 資本的支出	1,747,999 千円	△8,206 千円	1,739,793 千円
第1項 建設改良費	1,044,589 千円	△8,206 千円	1,036,383 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	166,394 千円	△12,417 千円	153,977 千円

令和7年11月28日提出

天草市長 馬場 昭治

議第150号

令和7年度天草市下水道事業会計補正予算（第6号）

（総則）

第1条 令和7年度天草市の下水道事業会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和7年度天草市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 事業費	1,839,125 千円	△541 千円	1,838,584 千円
第1項 営業費用	1,778,059 千円	△541 千円	1,777,518 千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額604,245千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的收支調整額58,159千円、減債積立金40,000千円、過年度分損益勘定留保資金326,345千円、当年度分損益勘定留保資金179,741千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額598,792千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的收支調整額58,166千円、減債積立金40,000千円、過年度分損益勘定留保資金326,345千円、当年度分損益勘定留保資金174,281千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
支 出			
第1款 資本的支出	1,512,182 千円	△5,453 千円	1,506,729 千円
第1項 建設改良費	970,392 千円	△5,453 千円	964,939 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第9条(1)に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	100,184 千円	△5,994 千円	94,190 千円

令和7年11月28日提出

天草市長 馬場 昭治